



答 申

本審議会は、平成23年12月28日付猪総第395号をもって諮問のあった、猪名川町議会議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長等の給料の額は、現行の額で適正であるか否かについて、平成23年12月28日、平成24年1月11日及び1月31日の3日間にわたり会議を開催し、公平・中立な立場に立って慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので、ここに答申する。

記

(主 文)

猪名川町議会議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長等の給料の額については、現行額のとおり据え置くことが適当である。

(理 由)

1 審議の要約

本審議会は、県内各市町や類似団体の議会議員の議員報酬、特別職等の給料等の支給額及び改定の動向、本町の財政状況や人事院勧告の実施状況、消費者物価指数、経済成長率、町民所得の推移、議員の活動状況その他あらゆる資料をもとに幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な視点で慎重審議を重ねた結果、上記の結論に達したものである。

2 審議の経緯等

議会議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長等の給料の額は、平成7年4月に現在の額に改定されて以来、9度にわたる審議会の審議を行ったにもかかわらず、16年間据え置かれてきたという事実を重視しつつ、その報酬額の適否を検討する場合には、この間の社会経済情勢の動向、消費者物価指数や平均所得の推移、一般職に対する人事院勧告の内容や本町一般職の給与水準の動向、本町の人口、財政状況の推移、県下各市町や類似団体の動向などを慎重に検討する必要がある。

まず、わが国の社会経済情勢についてみると、消費者物価指数は足踏み状態であり景気が持ち直していくことが期待されるものの、依然として厳しい雇用情勢が続き、失業率は高水準にある。右肩下がりであった一人当たり平均所得は、平成18年度から一旦回復傾向が見られたが、その後の急速な景気悪化の影響を受け、過去最低レベルまで落ち込んでおり、デフレや震災の影響も重なって、景気が好転するには至っていない状況である。

一般職の給与にあっては、平成14年の人事院勧告で初の月例給の引き

下げ勧告が行われて以降、平成18年度の給与構造改革による平均4.8%の引き下げを含めれば、この10年間で7度にわたって引き下げが実施されている。平均年間給与額は、この間に55万8千円の減額となっており、今後も公務員改革の推進によりさらに厳しい削減が見込まれている。

本町の状況について見ると、大規模開発は終焉を迎え、すでに人口は横ばいから減少に転じている。現在20%前後の高齢化率は県下で2番目に若い自治体とされるが、数年先に24%程度まで上昇が見込まれ、町民税の減収に繋がることが予想される。

新名神高速道路の開通に向けた企業誘致など今後のまちづくりに期待される一方、現在の経済情勢や都市計画法上の規制を鑑みれば、当面人口増加に繋がる新たな開発は期待できない状況にある。

平成22年度決算においては、財政力指数や経常収支比率などの財政指標、地方債現在高や基金現在高の推移から比較的健全であると判断できるものの、労働人口の減少や地価下落の影響により町税収入は減少傾向にあり、国の財政状況の悪化により地方交付税で税収減を今後も補填できるか不透明な状況下で、将来における自主財源の確保が大きな課題といえる。

県下各市町や類似団体の動向を見ると、過去4年間の改定状況は、概ね据置きまたは減額改定となっており、特に町長等特別職の給料は県下40市町のうち24市町において自主的な減額措置が講じられている。本町の県下での水準は、町長等の特別職が5%の減額措置を行っているものの、例えば町長の給料は、阪神間では芦屋市、川西市、三田市とほぼ同水準であり、特に三田市と比べると僅かに高い状況となっており、県下12町で比較しても4番目の高順位に位置している。一方、議員報酬においては、県下12町で最高位にある状況は依然変わっていない。

以上のような諸般の情勢を概観し、分析する過程において、各委員からは多様な意見が出され、活発な議論が展開されたが、最終的には以下のとおり意見を集約するに至った。

(1) 議会議員の議員報酬について

議員は、住民の代表者として重要な職責を担っており、その負託に応えるため、非常勤といえどもその活動は大いに期待される場所である。

そこで、議員報酬の性質を検討した結果、ボランティア的な要素があるものの、一定の生活給を保障することで優秀な人材を集めることは必要ではないかとの共通認識のもと検討を進めた。

まず、議員定数との関係から検討すると、現行の報酬額に改定された当時、6万人のまちづくりを目指して議員定数が20人とされていたところ、その後の情勢の変化を受け、3万人に見合う定数は16人が妥当であるとの結論に至り、定数が段階的に削減された過去の経緯がある。この結果、

議員一人当たりの負担が増加したため、この点を斟酌して報酬の引き上げを過去幾度となく審議してきた。しかしながら、その間の厳しい経済不況の下においては決定的な引上げ理由とはなり得ず、据え置くことで実質的な増額の解釈を行ってきた。今回再び過去からの平均所得の推移及び一般職給与の削減状況並びに県下各市町の近年の改定状況を総合的に検討した結果、本町の比較的健全といえる財政状況を勘案してもなお、定数削減を理由に引き上げることは難しいとの意見で一致した。

一方、議員活動の状況及び政務調査費の執行率、執行内訳を検証し、議員活動に直接必要な経費が現行の報酬で賄うことのできない状況であれば、政務調査費の引き上げの可能性を視野に入れる必要があるとの意見もあったが、毎年2割程度の未執行額がある現状においては、引き上げる段階にはなく、今後のさらなる活発な議員活動に期待を込めて政務調査費は現状維持が妥当と判断した。

結果的には、阪神間の他市の水準及び県下各町とのバランスを考慮した上で、今後、議会基本条例の制定や議会のテレビ放映など議会のさらなる活性化に向けた取り組みも検討されており、精力的な議員活動に期待できる傾向が伺えることをも考慮し、報酬月額を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

なお、年収ベースで見た場合、現下の厳しい経済情勢において賞与の支給月数は一般職の職員と同様に改定されてきた経緯はあるものの、報酬が平成7年から改定が行われていない事実を鑑みれば、年収トータルでの引き下げはやむを得ないとの見解から、賞与にかかる15%の加算率を5%引き下げ、県内他町に歩調を合わせた10%とするのが妥当であるとの意見で一致したことを付記する。

(2) 町長等の給料

町長等の給料額は、県下の状況や類似団体を比較しても猪名川町だけが突出している訳ではないが、相対的に上位に入っている。給料の性質を検討した場合、常勤の特別職として自治体を治めている職責及び役割の重大性を勘案し、また阪神間各市の市長とも大差ない職責を担っていると考えるのが相当であり、一定水準の支給額とすることが必要であるとの認識で一致した。

なお、特別職の給料の現状としては、本町の場合、自主的に5%減額措置をすでに実施されており、これは県下各市町も概ね同様に実施しているが、全体的に財政状況を考慮してのものと察せられるものの、減額措置を行っていることは首長個々人の政治的手法との見方もあり、減額措置前の給料を検討の対象とすることとした。

まず、現在の社会経済情勢や同じ常勤の一般職給与の近年の削減状況を

踏まえると、給料額については引き上げる状況にはなく、据置きまたは引き下げのいずれが妥当か議論を行った。

その結果、行政運営と執行機関の最高責任者として、その役割と職責はますます重くなっていること、また、県下の各市町長の給料額との均衡などを考慮し、町長、副町長、教育長のいずれも据え置きが適当であるとの結論に達した。

なお、議員報酬と同様、平成7年から改定が行われていない事実を鑑みれば、年収ベースでの引き下げはやむを得ないとの見解から、賞与にかかる15%の加算率を5%引き下げ、県内他町に歩調を合わせた10%とするのが妥当であるとの意見で一致したことを付記する。

3 おわりに

本審議会においては、現行の金額に据え置くとの答申を行ったが、町長等、議員各位におかれては、その報酬等が現下の極めて厳しい状況下における、住民の貴重な納税によって賄われていることを再認識され、町民の負託に応じて、引き続き町政運営の責任者あるいは住民の代表として、その職責を果たし、町の一層の発展と町民の福祉の向上に尽力されることを心より願うものである。

なお、特別職の報酬等については、社会経済情勢、町財政状況等の急激な変化が生じた際には、その都度、必要に応じた見直しが行われることを望む。

猪名川町特別職報酬等審議会

会	長	園	田	寿
会	長職務代理	枝	松	幸子
委	員	安	井	一弘
委	員	坂	井	征雄
委	員	家	門	正幸
委	員	井	上	佐江子
委	員	鍋	谷	將